

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号			
手続名	施設保全区域内における行為の承認			根拠条項	第4条第2項			
審査基準	<p>知事の指定した区域で、次の場合においては承認しない。</p> <p>甲種漁港施設の用途・目的を妨げ、かつ、甲種漁港施設に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき</p>							
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間 30日	目次
						標準経過期間 日	No.	